

東京都理学療法士作業療法士養成施設指導要領

平成 27 年 8 月 21 日 27 福保医人第 936 号
改正 令和 元年 6 月 19 日 31 福保医人第 501 号
改正 令和 5 年 1 月 31 日 4 福保医人第 2263 号

1 設置計画書に関する事項

- (1) 理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下「養成施設」という。）について、知事の指定を受けようとするときは、その設置者は様式 1 による養成施設設置計画書を知事に提出すること。
- (2) 養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について知事の承認を受けようとする者は、様式 2 による定員変更計画書を知事に提出すること。

2 一般的事項

- (1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第 4 条第 1 項の指定の申請は、知事に提出すること。
- (2) 指定規則第 5 条第 1 項の変更の申請は、知事に提出すること。
- (3) 養成施設の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成施設の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地、校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。
- (7) 養成施設は、自らの教員資格及び教育内容等について、様式 3 により自己点検、自己評価及びその結果の公表を毎年度行うこと。
- (8) 養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5 年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

3 教員に関する事項

- (1) 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。
- (2) 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- (3) 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。
- (4) 専任教員の 1 人 1 週間当たりの担当授業時間数は加重にならないよう 10 時間を標準とすること。
- (5) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。
- (6) 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から 1 名以上配置すること。

4 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置が講ぜられていること。

5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を習得させることを目的とした教育内容とすること。
- (2) 指定規則別表第1の2及び別表第2の2に定める選択必修分野の教育内容については専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たってはそれぞれの養成施設の特色が明らかになるよう特に配慮すること。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。

- (4) 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすること。
- (5) 教育内容の編成に当たっては、理学療法士養成施設においては101単位以上で、3,120時間以上、作業療法士養成施設においては101単位以上で、3,150時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。
- (6) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1、1の2、2及び2の2の備考2に定める大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成施設における履修に替えることができること。

6 教室及び実習室等に関する事項

- (1) 理学療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室

学生定員1人当たり1.65㎡以上であること。

イ 講堂

(ア) 全校生徒が一時に収容可能な広さを有すること。

(イ) 暗幕設備を有すること。

ウ 図書室

エ 基礎医学実習室

オ 理学療法実習室

(ア) 機能訓練室

(イ) 治療室

検査測定・治療台10台(学年定員20人の場合)を収容し実習が可能な広さ
で、かつ、電気・アース設備を有すること。

(ウ) 補装具室

(エ) 水浴室

(オ) 日常動作訓練室

和室(4.5畳以上)及び洋室を有すること。

台所(車椅子用・立位用)・風呂・洗面所・便所及び押し入の設備を有する
こと。

カ ロッカールーム又は更衣室

(2) 作業療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室・講堂・図書館・基礎医学実習室及びロッカールーム又は更衣室は、理
学療法士養成施設と同様とする。

イ 作業療法実習室

(ア) 基礎作業実習室

各種作業活動が可能な実習室を3室以上設置すること。

(イ) 評価実習室

(ウ) 治療実習室

(エ) レクリエーション室

(オ) 補装具室

(カ) 日常生活活動訓練室

(カ)については、理学療法士養成施設の日常動作訓練室と同様とする。

7 教育上必要な機械器具等に関する事項

(1) 教育上必要な機械器具・標本及び模型は、別添2に掲げる数以上を有すること。

(2) 教育上必要な専門図書(洋書を含む)は1,000冊以上とし、このうち理学療法
士養成施設においては、理学療法関係図書を、作業療法士養成施設においては作業療
法関係図書をそれぞれ20種類を超えて、100冊以上を整備すること。

学術雑誌(外国雑誌を含む)は、20種類以上を整備していること。

8 実習施設に関する事項

(1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有す
る理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する
作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれ

かの講習会を修了した者であること。

- ・ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会
- ・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
- ・ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修

(2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。ただし見学実習及び主たる実習施設で行う実習については、この限りではないこと。

(3) 見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とすることができる。

(4) 養成施設は、以下の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましいこと。

ア 養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること。

イ 実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていること。

ウ 実習生が閲覧可能な専門図書（電子書籍でも可）を有しており、実習生が学修する環境が整備されていること。

エ 原則として養成施設に近接していること。

オ 理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること。

カ 複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていること。

キ 臨床実習指導者のうち1人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会（仮称）を修了した者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること。

(5) 養成施設は、実習施設として、医療提供施設の他、介護保険施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等を適宜含めるよう努めなければならないこと。

(6) 臨床実習は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成すること。なお、見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価を実施する実習、総合臨床実習は、患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習とする。

(7) 臨床実習の方法について、評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいこと。

(8) 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましいこと。

(9) 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。

(10) 臨床実習施設の設定として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましいこと。

9 その他

- (1) 入学料・授業料・実習費等は適当な額であり、学生又はその父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 事務管理を適正、かつ確実にを行うものとし、このため原則として専任の事務職員を置くこと。
- (3) 指定規則第6条第1項の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。
なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

10 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後にあつては指定申請中）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。
学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

附 則

- 1 この要領は、平成27年8月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際、現に設置計画書等の提出などの手続を行っていたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東京都理学療法士作業療法士養成施設指導要領に係る8の(4)キについては、令和4年4月1日から適用する。
- 3 この要領の施行の際現に理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号の指定を受けている理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の指定を受けている作業療法士養成施設において理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、改正後の東京都理学療法士作業療法士養成施設指導要領に係る5の(1)、(4)及び(5)並びに別添1の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月31日から施行する。
- 2 改正後の東京都理学療法士作業療法士養成施設指導要領に係る2の(7)については、令和4年度に関する自己点検及び自己評価等から適用する。

様式1 （理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインのとおり）

様式2 （理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインのとおり）

様式 3 (理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインのとおり)

別添 1 (理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインのとおり)

別添 2 (理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインのとおり)